一つの児玉家、岩槻藩と弘前藩の児玉家

― 児玉南柯と児玉武七について ―

はじめに

縁あって、平成25年(2013)4月から弘前市立弘前図書館の非常 財嘱託員として勤務することになった。仕事は二階の調査室で行う資・ 史料や本の出納と、レファレンスサービスが主なものである。昔は、弘 中料や本の出納と、レファレンスサービスが主なものである。昔は、弘 県立郷土館勤務時代の調査・展示や、その他自分の個人的研究に際して いさて、カウンターの中に入って、レファレンスを受ける立場になり、 さて、カウンターの中に入って、レファレンスを受ける立場になり、 さて、カウンターの中に入って、レファレンスを受ける立場になり、 を々な調べ物をすることになったが、筆者の専門である。世の事ばかり でなく、他の時代の事についても回答をしなければならず大変である。 また、意外に簡単なことがわからない場合もある。 山下、紹介するのは、 ないたま市岩槻区在住の大塚茂樹氏からあった問い合わせに対するレ ファレンスが契機となって判明したことである。なお、児玉は小玉とも ファレンスが契機となって判明したことである。なお、児玉は小玉とも

> デーン:6 。 表記される場合もあるが、本文では児玉に統一したことをあらかじめお

福

井

敏

隆

平成27年(2015)9月に大塚氏から問い合わせがあり、岩槻藩に文化年間(1804~18)に活躍した児玉南柯という儒学者がいるのたが、弘前藩の児玉家と親戚関係と思われるので、どういう関係になるのか調べて欲しい旨の依頼があった。この依頼により弘前藩の児玉家とのか調べて欲しい旨の依頼があった。この依頼により弘前藩の児玉家にのが調べて欲しい旨の依頼があった。この依頼により弘前藩の児玉家にで岩槻区でも11月4日に「語り部研修講演会」として、同じく報告をする機会を設けてもらった。両報告では時間の関係で、史料そのものを紹る機会を設けてもらった。両報告では時間の関係で、史料そのものを紹る機会を設けてもらった。両報告では時間の関係で、史料そのものを紹る機会を設けてもらった。両報告では時間の関係で、史料そのものを紹った。児玉家は岩槻藩と弘前藩に親戚として同時に存在した藩士家ではないと思われるが、具体的に藩士の交流が裏付けられたのは弘前藩ではないと思われるが、具体的に藩士の交流が裏付けられたのは弘前藩ではないと思われるので、紹介する意義はあると考えたわけである。

岩槻藩の児玉家

右衛門森克ということであった。

「ことのことで、9代まで確認できていた。また、初代藤兵衛の父は市であった。初代は「故ありて津軽家から暇を取り岩槻大岡家に仕官しまず、大塚氏からの情報によれば、岩槻藩の児玉家の系譜は左記の様

親愛―8代親輔―9代宗一(昭和52年没)―4代藤太親輔(養子)―5代宗軒親謙(養子)―6代親弘―7代初代藤兵衛親純―2代宋蔵親繁(養子)―3代宋吾琮(養子…これが南

この岩槻大岡家とは、9代将軍家重の側用人を務めた大岡忠光を藩祖とする岩槻藩大岡家の事である。忠光は宝暦元年(1751)に1万石とする岩槻藩大岡家の事である。忠光は宝暦元年(1751)に1万石とする岩槻藩大岡家の事である。忠光は宝暦元年(1866)改の「江戸都済中明細書」もあるが、こちらには児玉家の記載はない。共に弘前市立弘前図書館蔵の史料である。以下、「史料1」として児玉家の部市立弘前図書館蔵の史料である。以下、「中料1」として児玉家の部市立弘前図書館蔵の史料である。以下、特に断らない限り、同館の史料市立弘前図書館蔵の史料である。以下、特に断らない限り、同館の史料市立弘前図書館蔵の史料である。以下、特に断らない限り、同館の史料市立弘前図書館蔵の史料である。以下、特に断らない限り、同館の史料市立弘前図書館蔵の史料である。以下、特に断らない限り、同館の史料市立弘前図書館蔵の史料である。以下、特に断らない限り、同館の史料市立弘前図書館蔵の史料である。以下、特に断らない限り、同館の史料を利用したことをお断りしておく。

(史料1)「江戸御家中明細帳(五)」元治元年(1864)TK288

―20(句読点等は筆者・以下同じ)

11

児玉市右衛門

元御手廻格被仰付之、よ月朔日ニ有之、○同十六辛亥年正月十四日病死、召出之、但御中小姓格御馬役下申義ハ申出、○同九甲辰年十一月七日於国徳二壬辰年五月六日新知百石被下置之、○享保七壬寅年八月十九日於宝永三丙戌年六月四日金三枚五人扶持被下置、御中小姓格御馬役被宝永三丙戌年六月四日金三枚五人扶持被下置、御中小姓格御馬役被

市右衛門仇

二代目

児玉円之助

後改 金平 武右衛門 市右衛門

效馬

児玉安太郎

数馬二男

児玉十蔵

日五番組被仰付之、○同九庚子年八月十七日病死、一時和三丙戌年三月朔日殉子年八月十七日病死、○同年六月十七行弐百石之内百石四人扶持被下置、御馬廻被仰付之、○同年六月十七智願之通、御中小姓被仰付之、○同八已亥年三月十五日親数馬跡式知家二癸巳年十月朔日月並出仕願之通、○同五丙申年四月朔日御奉公見明和三丙戌年三月朔日嫡子願之通被仰付之、同十五日御目見、○安明和三丙戌年三月朔日嫡子願之通被仰付之、同十五日御目見、○安明和三丙戌年三月朔日嫡子原之通被仰付之、□

実十蔵弟

十蔵末

児玉武七

之、○同九丁巳年四月廿七日寄合被仰付之、御武器奉行是迄之通被仰門元辛丑年、四月十三日天明と改元、五月朔日御日見、世三才○同年閏五月朔明元辛丑年、四月十三日天明と改元、五月朔日御日見、世三才○同年閏五月朔明元辛丑年、四月十三日天明と改元、五月朔日御小姓組被仰付之、○同廿一九日六番組被仰付之、○同十五日御馬廻江組入被仰付之、○同年七月廿九日六番組被仰付之、○同十五日御馬廻江組入被仰付之、○同年七月廿九日六番組被仰付之、○同十五日御馬廻江組入被仰付之、○同十二月朔日親十蔵跡式無相違、高百石四人扶持、被下安永九庚子年十二月朔日親十蔵跡式無相違、高百石四人扶持、被下

文之通被仰付候、

1

児玉円作

十三日親武七不届二付、永之御暇被下置、御屋敷引払被仰付之、御内々之義貿無之、同十七日ニ御手当有之、○同廿八日御目見、○同三丙寅年四月季施料被下置、雅之助様御相手被召出之、但同元子年三月より御相手二罷出條処、 文化二乙丑年十二月廿六日金五両弐人扶持被下置、外ニ金弐両御四

弘前藩の児玉家

召し抱えられたのが始まりである。「江戸日記」では、同日条に「御馬初代市右衛門が中小姓格の「御馬役」として金3枚5人扶持で弘前藩にて、児玉家は宝永3年(1706)6月4日、4代藩主津軽信政時代に、た、児玉家は宝永3年(1706)6月4日、4代藩主津軽信政時代に、この史料から、弘前藩の児玉家は岩槻藩の児玉家と本家と分家関係にこの史料から、弘前藩の児玉家は岩槻藩の児玉家と本家と分家関係に

乗方」として召し抱えられた記事が出て来る。この役は、当時の先役、乗方」として召し抱えられた記事が出て来る。この役は、当時の先役、乗方」として召し抱えられた記事が出て来る。この役は、当時の先役、乗方」として召し抱えられた記事が出て来る。この役は、当時の先役、乗方」として召し抱えられた記事が出て来る。この役は、当時の先役、乗方」として召し抱えられた記事が出て来る。この役は、当時の先役、乗方」として召し抱えられた記事が出て来る。この役は、当時の先役、乗方」として召し抱えられた記事が出て来る。この役は、当時の先役、乗方」として召し抱えられた記事が出て来る。この役は、当時の先役、乗方」として召し抱えられた記事が出て来る。この役は、当時の先役、

藤兵衛は数馬の弟である可能性が高い。 藤兵衛は数馬は、部屋住みのまま藩主の「御召し馬の御番」を務め、父 となり、父と同様手廻組番士格として、当分「御馬役」を加役として務めた。宝暦10年(1760)に「兼役」御免となった所をみると、「御めた。宝暦10年(1760)に「兼役」御免となった所をみると、「御めた。宝暦10年(1760)に「兼役」御免となった所をみると、「御めた。宝暦10年(1778)に病死。 「御召し馬」役となるの死後200日の御番」を務め、父

して、この年4代目を継いだのが、十蔵の末弟武七である。とて、この年4代目を継いだのが、十蔵の末期養子とめたが、翌9年(1780)に病死した。そのため、十蔵の末期養子とめたが、安永8年(1779)に家を継いだ。しかし、兄の不行跡のあったが、安永8年(1779)に家を継いだ。しかし、兄の不行跡のあったが、安東で

(1797) 4月武器奉行が加役のまま、寄合となっている。翌10年属された。寛政4年(1792)4月に武器奉行が加役となり、同9年81)閏5月に御馬廻組番士として出仕し、同年12月には御小姓組に配武七は御留守居組に配属され、役につけずにいたが、天明元年(17

御暇となったのである。 の上、国許にて一間所蟄居処分になった。円作も親武七に連座して永の の御小姓を務めた時に培われたものと考えられる。しかし、 ある。そのため本来持っていた「御馬役」としての役目は児玉家にはな るのが限度であった児玉家にとっては、武七の出世はある意味、例外で 料50俵をうけている。3代目までは手廻組もしくは馬廻組の番士を務め という名目で、(御用達商人) 菊屋五郎右衛門に金子借用の便宜を与え、 し」の言葉の通り、翌3年(1806)4月に、江戸屋敷で必要である していたわけである。この下地は、武七が8代藩主信明・9代藩主寧親 12月に金5両2人扶持に御四季施料2両を貰い、雅之助(後の10代藩主 くなったと考えられる。また、武七の伜円作も、文化2年(1805) にもなるべきところ、(藩主の)格段の御憐憫をもって、身上召し上げ (それらの証文) 数口の証印を (無断で) 扱った罪により、 本来は 「死刑 信順)の「御相手」(=児小姓のことか?)を務めていた。親子で出仕 (1798) 2月に目付となり、この年の12月に勘定奉行に出世し、 「好事魔多 役

(史料2)である。(三) この記述で、児玉家の家系を見つけることができた。それが この記述で、児玉家の家系は途絶えたのかなと思ったが、「士族代数

(史料2)

代数調 「第二十区内小四区 士族代数調 緑丁·徳田丁」(YK288—273)

初代

市右衛門

森克

二代 数馬 偕賢

三代 茂弘

四代 五代 武七 良貫 隆任

円作

右之通ニ付、 私代迄七代二相成候儀 六代

要吉

相違無之候

第廿区徳田町壱番居住

士族

児玉三八(黒印

壬申十月

明治維新まで続いていたのである。7代目の三八の時に廃藩置県を迎え たことになる。 来た。5代を円作がついでおり、弘前藩の児玉家は藩士としてその後も これによれば、初代市右衛門から7代三八まで家系をたどることが出

児玉南柯について

れており、埼玉県内では他市町村でも名前が通る人物である。実は南柯 たどれるのである。また、岩槻では今も「南柯」先生として有名で慕わ 0)であるが、彼は日記を残しており、 岩槻藩の藩政にも深くかかわった人物であるため、 それでは話を岩槻藩の児玉家に戻そう。児玉南柯(1746~183 また儒学者としてのみならず、 一生の動きをかなり

> だ。元々は幕臣の家系であった。『岩槻市史』に掲載されている、「小玉 南柯略年譜」から略記すると、以下のようになる。 は児玉家出身の人物ではなく、2代の親繁の養子になって同家を継い

とめている。安永10年(1781)に家督を継ぎ、80石となる。天明2 出仕する。2代藩主大岡忠喜の時代にあたり、この時点では養父親繁も た。大岡忠光が側用人となり、2万石に加増され岩槻城主になった年に 老中本多伯耆守正珍の家臣天野与次右衛門(親戚と思われる)に預けら 刈谷侯土井利信(カ?)の家臣として沢柱治俊暠として過ごした。俊暠 設ける。長男俊暠は白井の姓を名のらず、母方の豊島姓を名のった。こ きたようで、このことを寛政2年(1790)に「漂客記事」としてま が漂着し、その処理にあたる。交渉は筆談で行ったものの意志疎通がで なり、禄20石を賜っている。同9年に赴任地の南朝夷村沖合に清国商船 校し、林鳳谷に師事する。この事が南柯にとって大きな転機となり、安 在職中であった。同13年(1763)に江戸詰めになった。明和8年 あたる。同11年に南柯は、中小姓として、6両2人扶持を貰い大岡家に の長男として甲府で生まれたのが南柯である。しかし、南柯は9歳の時 れが南柯の父豊島俊暠である。しかし、俊暠はのち沢氏の養子となり、 件に連座して江戸追放となった。常慶は京都に上り、そこで男子二人を 4代藩主忠烈)の素読相手となる。同9年に領地の安房国朝夷郡奉行と 永4年(1775)に若君式部(のち3代藩主忠要)と弟靍次郎(のち (1771)に藩主忠喜の推薦で昌平坂学問所(正式には学問所)に入 祖父は白井常慶といい、絵島生島事件で有名な絵島の実弟で、この事 宝暦6年(1756)、11歳の時に岩槻藩士児玉親繁の養子となっ

取締りを命じられ、藩財政立て直しのため5か年の倹約を行う。問相手となる。また、この年、御側御用に栄進する。同4年には勝手向年(1782)に忠要が家督を継ぎ、その御用を務めたほか、忠要の学

60石を賜ることになる。のち、文化12年(1815)には藤太は同じく のである。この年、「漂客記事」が出版された。同3年には、南柯は村 同12年には「遷喬館」の敷地内に講武所が設置された。享和元年 称とする。 養子の藤太にも良い影響をもたらし、同年藤太は南柯の功績を賞され高 行する。文化元年(1804)には久周の助力で東北遊行までしている 01)には伏見奉行である加納久周について京都・奈良・大坂などを遊ります。 屋敷の一画に設立される。建物は現存しており、埼玉県指定史跡である。 るように下命される。このことが契機となり、南柯が会約を作り、 を受けている。翌9年には藩主忠正から、侍読ならびに藩士の教育を司 戸田氏教や本多忠籌に度々会い、国務(幕政のことか?)に関して策問 江守久周の子)の時代になると、忠正の実父加納久周の推挙により老中(g) (3) 老として遇し、侍読・政務の顧問として登用する。同3年から南柯を呼 子として迎え児玉藤太と名乗らせる。同2年に4代藩主忠烈は南柯を国 5か月ほどで解けた。寛政元年(1789)に武藤富三郎を児玉家の養 持に減禄され、城外の裏小路に「社門幽居」となる。この謹慎処分は 人に六論衍義を講じており、 しかし、 (1799)、私塾「遷喬館」(文化年間に藩校となる)が裏小路の侍 広く庶民教育にも携わっていることがわかっている。これらの事は 寛政8年(1796)、5代藩主忠正 同8年 (1788) 遷喬館で藩士に儒学を講義するのみなら 部下の藩金横領事件に連座し食禄4人扶 (忠烈の養子・加納遠 同 11

> ので、 る。文化8年には、南柯の建言で「遷喬館」の傍らに武芸稽古所を置い の記述は見あたらず、 病没。85歳であった。 主家からは依然厚く遇されている。同13年(1830)新小路の自宅で が減ったとある。同6年には藩主忠固の長子の名づけ親になるなど、藩 続けていたようである。 816)、6代藩主忠固の時代になると、 たとあるが、前述の講武所とどう違うのかは不明である。文政元年(1 は年齢も60代となり、 なった。2万石の大名の家臣としては上級藩士に属すると言えよう。ま 南柯の功績により、 したようである。 た、藤太は文化5年 岩槻藩の児玉家は親子同時出仕の状態であった。文化年間に南柯 一代限り100石の加増を受け、 (1808)に宅地をもらい新居に移転をしている 城下の浄土宗浄安寺に葬られた。藩儒のまま死去 儒者として「遷喬館」での講義を続けたようであ 家督を藤太に譲ってもよいと思われるのだが、そ 75歳になった同3年には、 藩儒侍読となり、依然講義を 「遷喬館」での教授 160石の家禄と

し、2万石の小藩にとっては、藩校の維持は財政面では決して楽ではな物は安房国朝夷郡奉行を務めた際、漂流した清国船の処置にあたったり、藩財政の立て直しを担当したり、行政官僚としても能力があった人り、藩財政の立て直しを担当したり、行政官僚としても能力があった人り、藩財政の立て直しを担当したり、行政官僚としても能力があった人り、藩財政の立て直しを担当したり、行政官僚としても能力があった人り、藩財政の立て直しを担当したり、行政官僚としても能力があった人ちは、4代藩主忠烈からは「国老」(家老と思われる)として遇されるも、再び政治の表舞台にたつことを避け、侍読・政務の顧問として岩槻藩で重きをなし、藩主をはじめ、藩士、庶民の教育に力を注いでいった様で重きをなし、藩主をはじめ、藩士、庶民の教育に力を注いでいった様である。これがのちの藩校「遷喬館」の設立に結びつくと思われた。しかしる。これがのちの藩校「遷喬館」の設立に結びつくと思われた。しかしち、2万石の小藩にとっては、藩校の維持は財政面では決して楽ではなり、著財政治の大学を開発して、第一位、大学ではないの、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対した。1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対した。1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対し、1000年に対して、1000年に対し、1000年に対し、1000年に対し、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対した。1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対しては、1000年に対して、1000年に対し、1000年に対し、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対し、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対しが、1000年に対し、1000年に対し、1000年に対して、1000年に対し、1000年に対し、1000年に対しが、1000年に対し、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対し、1000年に対し、1000年に対し、1000年に対して、1000年に対し、1000年に対し、1000年に対し、1000年に対し、1000年に対し、1000年に対し、1000年に対し、1000年に対し、1000年に対しが、1000年に対しが、1000年に対しが、1000年に対しが、1000年に対しが、1000年に対しが、1000年に対しが、1000年に対しが、1000年に対しが、1000年に対しが、1000年に対しが、1000年に対しが、1000年に対しが、1000年に対しが、1000年に対しが、1000年に対しが、1000年に対しが、1000年に対しが、1000年に対しが、1000年に対しが、

かったと思われる。文化12年(1815)に自身の禄25石を割いて「勤がったと思われる。文化12年(1815)に自身の禄25石を割いて「勤がったと思われる。文化12年(1815)に自身の禄25石を割いて「勤かったといえよう。

児玉武七について

一方、弘前藩においては、南柯に匹敵する人物に児玉武七(1759~1821)がいる。活動時期もほぼ同時期である。前述したように、定奉行に昇任した。しかし、その在任中に疑獄事件が発覚し、首謀者の一人として失脚する。南柯とある意味同様である。しかし、南柯は失脚定奉行に昇任した。しかし、その在任中に疑獄事件が発覚し、首謀者のに入として失脚する。南柯とある意味同様である。前述したように、古認められるもののその後の経歴はそれ程でもない。前置きが長くなったが、武七の疑獄事件をみてみよう。

れば、秋頃から金が滞るようになり、納入について勘定奉行が色々催促に500両上納したほかは納入が出来ずにいた。12月21日条の記事によに納入できなかったことによる。「江戸日記」によれば、同年11月28日に納入できなかったことによる。「江戸日記」によれば、同年11月28日に納入できなかったことによる。「江戸日記」によれば、同年11月28日に納入できなかったことによる。「江戸日記」によれば、同年11月28日に納入できなが、対域が大学を構造していた第屋五郎右衛門が文化2年

本会員の瀧本壽史氏の協力を得た。記して謝意を表しておく。本会員の瀧本壽史氏の協力を得た。記して謝意を表しておく。本会員の瀧本壽史氏の協力を得た。記して謝意を表しておく。本会員の瀧本壽史氏の協力を得た。記して謝意を表しておく。本会員の瀧本壽史氏の協力を得た。記して謝意を表しておく。本会員の瀧本壽史氏の協力を得た。記して謝意を表しておく。本会員の瀧本壽史氏の協力を得た。記して謝意を表しておく。本会員の瀧本壽史氏の協力を得た。記して謝意を表しておく。本会員の瀧本壽史氏の協力を得た。記して謝意を表しておく。

〔史料3〕「江戸日記」文化2年(1805) 申出、 中迄ハ申出次第相納候処、当秋頃より遅滞及候に付、論立申候得とも、 **兎角上納手段無之旨、** 得とも、尚又当廿四日五郎右衛門取寄、於会所私共に而、相尋候之処 **迄無相違皆納可仕之旨、** 下御屋敷僉議致候処、 十二月十日迄皆納受書申出、右之内十一月廿八日漸五百両相納候、 より、塁々遅滞、左候ニ付、 よりハ同人方一手に而、 其月中ハ某方早敢急不申候に付、 勘定奉行申出候、菊屋五郎右衛門当御廻米売立代金上納向之儀、 段々相違盡皆不埒之致方に付、 翌廿五日別紙願書持参罷出候に付、 日々之様申延被書、 専堅き請書ヲ以申出候処、 皆納迄引受上納可仕之旨、 無油断論立、 津軽屋方と繰替願候通申出、 其度々厳重遂僉議候事二御座候 日切二いたり又々同月廿日 其上日切之上納申付候処、 12月21日条 又々廿五日迄日延 彼是申出十月末頃 私とも出席 於 夏

申上候間、 廻米取扱方約定不取候二付、 之差配いたし置候義者、相聞得申候、 米価下直に而、一統融通差塞り、破談ニ及候之由、然ハ年来終始跡繰 売立金を以返済相立、当冬より之繰出金候故者、 仕罷有候由、 書損分已来借財高ニ相成、 付候義より手薄ニ而御座候旨、 勘定小頭ヲ以、 戌年・翌亥年両年買穀等ニ而、 右之成行 与得相糺可申付候得とも、 然処当年も明年も繰出金為便利当夏より金主先江、 悉 穿鑿不仕候而ハ、 右之始末相尋候処、 御廻米売立代金ヲ以、 左ニ申遣之、 取仕御用向相勤候由、 申出紙面之通二取納、 損分仕、前々手薄御座候処、 願書可返、 彼是仕候内、 仮令何れニ申出候而も、 向々私共に而沙汰難 頼通候処、去・当年 為利返色々自分差繰 月廻二及、 其上三ケ年已 御蔵元被仰 明年御 大金之 此口 別而

仰付候様、一手ニ被仰付度旨申出候、明年御廻米之儀ハ津軽屋方一手之取扱ニ被一手ニ被仰付度旨申出候、明年御廻米之儀ハ津軽屋方一手之取扱ニ被五郎右衛門迚も御用向難相勤候付、同人よりも別紙申出、津軽や方

候処、今ニ有無之返答無之由、五郎右衛門口上ニ而申出候、申候様頼合之由申出に付、弥三右衛門方ニ而承合有之候哉之旨、相尋別紙申出ニ者、五郎右衛門不納分、津軽や方江相頼、御差支ニ及不

付、此末御廻米三右衛門一手之取扱ニ被仰付候へハ、五郎右衛門是迄又々四千三百両五郎右衛門より不納相成候而者、弥以差支ニ至り候に工な四千三百両五郎右衛門より不納相成候而者、当得穿鑿仕可申上候、当暮御入用金、御廻米代差延候而者、三千両余御不足相立候処、当暮御入用金、御廻米代差延候而者、三千両余御不足相立候処、五郎右衛門御蔵元難相勤、其上不埒之者ニ御座候、被下方共御取上五郎右衛門御蔵元難相勤、其上不埒之者ニ御座候、被下方共御取上五郎右衛門御蔵元難相勤、其上不埒之者ニ御座候、被下方共御取上五郎右衛門御蔵元難相勤、其上不埒之者ニ御座候、被下方共御取上五郎右衛門御蔵元難相勤、其上不埒之者ニ御座候、被下方共御取上五郎右衛門の

此段申付候、以上、 同人親類三谷勘四郎江預置可申旨申出候間、 申出之通、 相片付兼可申に付、 野御料物金千両、近江屋喜平治より弐千両、御借入ニ而、御払金御都 年賦上納ト被仰付候旨、三右衛門より申出候、 百両ハ差当候処者、 ニ候而ハ、過分之金高故、難渋仕候間弐千両ハ納切ニ仕、 之取扱可被仰付義ニ御座候ハ、、 三百両三右衛門より出金之儀、 之取扱ニ付、蒙御手当を候分、 合仕候、右上納方遅滞之儀、先頃一通申付候得とも、当年中穿鑿申付 右申出之通可被仰付候哉、 明年御廻米取扱之儀、 無利息に而相納、 私共二而兼而申談候処、弥御廻米一方 則三右衛門江相廻、右余分を以、 右金高相納可申旨、 御間合来春又々拝借之上、十ケ 五郎右衛門義ハ、 沙汰仕別紙差添申上候旨、 預置候様申付候、 其余此旨申上候通、上 乍去一度 ニ納切 右詮義之内、 残り二千三 沙汰仕 四千

御用人

被仰付候而も、何之御差支無御座旨但、御国元勘定奉行よりも前書之通

申出候、

状態が明らかになった。菊屋の借金内訳を抽出したものが〔表1〕であなった原因が調べられていく。その過程で、以下のような借金まみれのわれる。かくて、菊屋については、蔵元として任務が果たせない状況にこの年、弘前藩では歳入に3000両余の不足がでており、その上この年、弘前藩では歳入に3000両余の不足がでており、その上

る

(表1) 菊屋五郎右衛門の借金内訳(文化2年(1805)の分)

合と児玉が借用。これを菊屋へ渡す。	1 文化2年(1805)11月:1000両 三谷勘四郎(甥)から落	「江戸日記」文化3年4月2日条の記載順から(傍線は筆者)
-------------------	-----------------------------------	------------------------------

7月:1000両 海老屋忠兵衛から落合と

2

3

児玉が借用。これを菊屋へ渡す。

4月:1000両 近江屋喜平次・大坂屋収

9

8

蔵・伊屋友七の3名から菊屋が借用

落合と児玉が奥判手形を出す。

但し、この借金は同年中に600両返

済され、残りは400両になっていた。

12月:700両 三谷勘四郎(甥)から菊屋

8月:350両 が借用。児玉が奥判の表を出した。 上総屋忠兵衛から菊屋が借

5

4

用。 医杉村元碩(菊屋の親戚)が押し、証明が 加印を三谷勘四郎(甥)と弘前藩

印を外川屋善兵衛が押している。児玉

8月:300両 上総屋忠兵衛から菊屋が借

6

用。 加印を三谷勘四郎 (甥) と弘前藩

医杉村元碩(菊屋の親戚)が押し、さ

が奥印を押している。

らに菊屋・三谷・杉村の3人が証印を

押し、児玉と落合が奥判手形を出した。

7

11月:500両 喜多村源右衛門・伊屋友七

が押し、証印も舛川屋が押した模様。 から菊屋が借用。加印を舛川屋善兵衛

児玉と落合が奥判手形の表を出した。

9月:100両 川越屋庄兵衛から菊屋が借

用。児玉が奥判手形の表を出す。

10月:100両 文蔵 (浅草田町の住人) か ら菊屋と加判を押した村元が借用。

児

玉が奥判手形の表を出す。

(借用)手形10枚・・・・上記によれば、借用は9件。「3」は10

00両借りて、600両返済。残りの40

6050両・・ 但し、「3」は600両返済済みで、残金 0両分について再度手形を出したものか?

金高

400両の借用。 よって、 実際は5450

(1両=10万円とすると、約5億5千万

の借金。

%借用順は、 $3 \rightarrow 2 \rightarrow 5 \rightarrow 6 \rightarrow 8 \rightarrow 9 \rightarrow 1 \rightarrow 7 \rightarrow 4$ の様である。同月

の借金はどちらが先かは不明

※菊屋の借金原因は元々が菓子商で、蔵元としては経営基盤が弱いこと

によるものと思われる。

※ 菊屋の甥三谷勘四郎は本両替、藩医の杉村元碩は、 菊屋の親戚である。

※菊屋と児玉の事については、梅谷文夫著『狩谷棭斎』70~80頁に触れ られている。

ら文政年間にはかなり復旧が進み、寧親は藩主独自の支出ができるお手 槻市史』編さん事業当時に主任編集員を務めた方)のご質問に答える形 恐らく、死一等を免じたのは9代藩主寧親であったものと推定される。 であり、本来であれば死刑に該当する罪科であったが、死罪は免れた。 況ではなかったことがわかる。かくて武七は同役の落合新次郎と共に、 を持っていたようで、その金が活用され、証文類をとりもどした可能性 元金 (史料によって金額が一定しないが3万8千石余だという説がある) 前藩が大きな被害を出した天明の飢饉の復旧に当たっていくが、享和か で改めて認識をした次第である。寧親は8代藩主信明の後を受けて、弘 それは、菊屋に金を貸した金主が証文類を弘前藩に返したためである。 を図っていたことがわかり、 名目で借りた菊屋の借金保証のため、証文の裏印を押すなど様々な便宜 になる。なお、武七と落合新次郎の両勘定奉行は、藩邸で必要だという(宮) 文化3年正月19日に、勤め及び他出を止められ、慎み処分を受けること べて関わっており、黙認をしてきた可能性もあり、言い逃れのできる状 この点は、岩槻市での「語り部研修講演会」に参加された大村進氏(『岩 間所において蟄居処分となる。しかし、菊屋の借金総額は5450両 これによれば、勘定奉行であった児玉武七は、菊屋の借金の状況にす 前述したように、改易処分を受け、国元で

さて、「江戸日記」には、児玉武七と落合新次郎、両勘定奉行につい

てなされた詮議の様子がかなり細かく記述されている。それを、史料と て提示して終わることにする。最終的には、二人は国元に護送され、相 して提示しても膨大すぎるので、処分の決定部分のみを〔史料4〕とし (現青森市浪岡字相沢)で一間所蟄居となった。

於別御長屋御目付申渡之覚

落合新次郎

江被下置、 被仰付之、尤家財闕所可被仰付候処、是又格段之以御憐憫家財ハ妻子 不残上納二付、格段之以御憐憫身上被召上御国元江差下於一間所蟄居 も可被行者ニ候得共、金主先之者共数口莫大之損分致数口之証印手形 得、段々僉義之処相違無之旨及白状、言語道断不届至極ニ付、 之分共五郎右衛門自分借財之方江振向差繰候、 是又御屋敷 其方儀、御屋敷御名目を以、諸向より金子致借用、菊屋五郎右衛門 御屋敷引払被仰付候、 御名目を以、其方并武七両人引請、 口々数多有之趣相聞 奥印被相頼候借用金 死刑に

出座

四月十三日 御目付

御徒目付

繰出 足軽目付

於別御長屋御目付申渡之覚、

児玉 武七

其方儀、 御屋敷御名目を以、諸向より金子致借用、 菊屋五郎右衛門

言語道断不届至極ニ付、致差繰候、口々数多有之趣相聞得、段々僉義之処相違無之旨及白状、致差繰候、口々数多有之趣相聞得、段々僉義之処相違無之旨及白状、郎両人引請奧印被相賴候借用金之分共五郎右衛門自分借財之方江振向江内々用立候旨并五郎右衛門義是又、御屋敷御名目を以、其方并新次

財闕所可被仰付候処、是又格段之以御憐憫家財ハ妻子江被下置、御屋段之以御憐憫身上被召上御国許江被差下於一間所蟄居被仰付之、尤家先之者共数口莫大之損分致数口之証印手形不残御屋敷江上納ニ付、格死刑ニも可被行者ニ候得共、金主・・この行から「江戸」№989A

出座

敷引払被仰付候、

四月十三日 御目付

御徒目付

繰出 足軽目付

両児玉家の往来

以下に〔表2〕として、それを示していく。
には、南柯と武七及び兄の十蔵が行き来していた様子が書かれている。
る。前述した註(12)の『児玉南柯日記』(以下『日記』と略記する)

〔表2〕 両児玉家の交流 『児玉南柯日記』より抜粋(ゴシックは筆者)

1 安永9年(1780)4月己酉朔

岳翁来訪 児玉武七来

2 同年4月4日晴

之深川法禅寺又之柳島其家人皆適唯主人十蔵在閑話移時去之端場法

源寺拝墳墓(下略)

3 同年8月14日雨

昨遣人於児玉源蔵乃知其兄十蔵疾今日余訪源蔵詳其状頗危篤也(下

略)

4 同年同月17日晴

干端場法源寺喪事而還(下略) 児玉十蔵其遂不起無子請以其季弟武七為嗣即武七書以報知余往会葬

5

遣人於岩築(岩槻)報十蔵病死於家大人。 同年同月18日晴

6 同年同月26日晴

如柳島訪武七喪居

7 天明元年(1781)4月13日晴

(前略) **児玉武七・桐淵金次郎**来訪余不在皆徒帰 改元天明移告云

8 同年閏5月23日·24日皆晴

児玉武七来訪 (下略)

交流が続いていたことが見て取れる。とりわけ貴重であるのは、弘前藩述からは、血縁としては繋がりがなくなった両家ではあるが、家同士の元年(1781)閏5月までのわずか1年余りである。しかし、この記画家の交流が書かれているのは、安永9年(1780)4月から天明

で出てくる桐淵金次郎は、武七とは義兄弟になる定府の弘前藩士である。一蔵の児玉家3代目当主十蔵が病死したあたりの記述、3~6である。十蔵の代にも両家の交流があったことを物語っているようである。なお、7の代にも両家の交流があったことを物語っているようである。なお、7の代にも両家の交流があったことを物語っているようである。なお、7の代にも両家の交流があったことを物語っているようである。なお、7の代にも両家の交流があったことを物語っているようである。十蔵の代にも両家の交流があったことを物語っているようである。十蔵の代にも両家の交流があったことを物語っているようである。十蔵の代にも両家の交流があったことを物語っているようである。十蔵の代にも両家の交流があったと思われる。5では、南柯が十蔵の死を消滅・武七と4人兄弟であったと思われる。5では、南柯が十蔵の死を消滅・武七と4人兄弟であったと思われる。5では、南柯が十蔵の死を消滅・武七と4人兄弟であったと思われる。5では、南柯が十蔵の死を消滅・武七と4人兄弟である。1で出てくる桐淵金次郎は、武七とは義兄弟になる定府の弘前藩士である。

結びにかえて

支配で、帰参が認められた。5年3か月に及ぶ流刑生活であった。落合支配で、帰参が認められた。5年3か月に及ぶ流刑生活であった。落合間について、東料紹介をしてみた。両家の交流については、『日記』に8か所記載がみられた。残念ながら他には記載がないようである。武七の処罰について、南柯が知っていたのかどうかは不明である。知ったとしてた、武七が処罰されたころ、南柯は岩槻にいて、儒者としての任務に一段と力を入れていた時期であったことも影響しているのかもしれない。武七は文化8年(1811)10月22日に体孝院(8代藩主信明)の武七は文化8年(1811)10月22日に体孝院(8代藩主信明)の武七は文化8年(1811)10月22日に体孝院(8代藩主信明)の武七は文化8年(1811)10月22日に体孝院(8代藩主信明)の武七は文化8年(1811)10月22日に体孝院(8代藩主信明)の武七は文化8年(1811)10月22日に体孝院(8代藩主信明)の武七は文化8年(1811)10月22日に体孝院(8代藩主信明)の武七は文化8年(1811)10月22日に体孝院(8代藩主信明)の武七が政治が大野であった。落合

度よい条件であったと推定されるのである。ていたことと無関係ではないと思われる。特赦などの理由付けには、丁受けたのは、恐らく、8代藩主であった信明の時、御小姓として近侍し新次郎も同じく特赦を受けた。武七が体孝院の回忌法会により、特赦を

註

- (1)後日、お送り頂いた『岩槻史林 第4・5号合併号』(岩槻地方史研(1)後日、お送り頂いた『岩槻史林 第4・5号合併号』(岩槻地方史研(1)後日、お送り頂いた『岩槻史林 第4・5号合併号』(岩槻地方史研
- 319頁・大岡忠光の項。(2)『新訂寛政重修諸家譜 第十六』(続群書類従完成会 昭和40年刊)
- (3) 同史料の(五)(TK288—20)に児玉家の記載があった。このできる。約をつけたのは、虫損により、めくることの出来ない部分があできる。約をつけたのは、虫損が甚だしい。イロハ順で約230家の確認が マると、この前に2家があったすり、に児玉家の記載があった。この (3) 同史料の(五)(TK288—20)に児玉家の記載があった。この
- 確認できない家、例えば児玉家などがあるため家数が減少している。(4)同史料(TK288―21)は全5冊である。こちらも虫損が多い。
- と略)と江戸での日記(以下「江戸日記」と略)の二種類がある。(5) 弘前市立弘前図書館蔵の弘前藩庁日記には国元の日記(以下「国日記」
- 「御馬乗方」として300石青沼勘右衛門・150石有海半七・5人扶(6)「分限帳 元禄十年 御日記方 第二」(TK280.3―5イ)では、

コピー本のみ閲覧できる。「イ」は「異本」、つまりコピー本の記号である。えられたものと推定される。なお、「分限帳」の原本は虫損が甚だしく、ともと4家であったと思われ、中嶋家が抜けたあとに、児玉家が召しか見える。同姓の青沼の二人は親子と考えられるので、「御馬乗方」はも持中嶋善太夫・100石木立武右衛門・50俵4人扶持青沼八弥の5名が

- (7)「分限帳 宝永三年 御日記方 第二ノ二」(TK280 3—7イ)。
- 3枚5人扶持の切米表記の上に「勤料五十俵」の貼紙がある。 3―9イ)の「御馬乗方」に、数馬(のち市右衛門)の名前が見え、金、の分の分別では、近徳二年(御日記方)第二ノ二(2分冊の2)」(TK280.
- 馬役」の役職はない。「八人扶持」の増加経緯は不明。り、「加役」「加役引取」の注記がみえる。この「分限帳」には「御召しの「御馬乗方」4人目に、「高弐百石八人扶持」「江戸 小玉数馬」とあ(9)「分限帳 寛延三年 御書物方 第七」(TK280.3―133イ)
- 習いとして、江戸の坂巻善次の名前がある。 K280.3―42イ)の「御馬乗方」には児玉家の名前はないが、見、「分限元帳」天明四年十月改「御書物方」第七(2分冊の内2)」(T
- によれば、明治5年(1872)当時、徳田町壱番に児玉家は住んでいた。(1)「第二十区内小四区 士族代数調 緑丁・徳田丁」(TK288―273)
- に埼玉県指定有形文化財(古文書)となっている。年(1819)12月までの53冊が現存しており、昭和31年(1956)として活字化されている。現在、安永9年(1780)正月から文政212)『岩槻市史 近世史料編Ⅰ 児玉南柯日記』(岩槻市役所 昭和55年刊)
- となった子の忠正は、3代藩主忠要、4代藩主忠烈とは従兄弟になる。総一宮藩1万3千石の3代目藩主となった。よって、岩槻藩5代目藩主軍吉宗の側用人・若年寄を務めた加納久通の子、久堅の養子となり、上13)加納久周は大岡忠光の2男で、岩槻藩2代藩主大岡忠喜の弟。8代将

この、久周の知遇を受けたことも南柯の厚遇につながるわけである。

- トに使用して村人に講義をした可能性が高い。(4)当時、すでに「六論衍義大意」が刊行されていたので、これをテキス
- (5)「江戸日記」寛政10年(1798)11月20日条によれば、この日、菊屋方に、「江戸日記」寛政10年(1798)11月20日条によれば、この日、菊に、「江戸日記」寛政10年(1798)11月20日条によれば、この日、菊に、「江戸日記」寛政10年(1798)11月20日条によれば、この日、菊に、「江戸日記」寛政10年(1798)11月20日条によれば、この日、菊に、「江戸日記」寛政10年(1798)11月20日条によれば、この日、菊に、「江戸日記」寛政10年(1798)11月20日条によれば、
- 、17) 「江戸日記」文化3年4月2日条の記事から作成
- (18)「江戸日記」文化3年正月19日条。

昭

- (20)「江戸日記」文化3年4月13日条。
- (21)「国日記」文化3年7月3日条。
- 母が、武七の妹であった可能性が高い。金次郎の棒と思われる竜助が、「伯父児玉武七」の義につき、奉公遠慮(22)「江戸日記」文化3年4月14日条によれば、武七の処罰により、桐淵(22)「江戸日記」文化3年4月14日条によれば、武七の処罰により、桐淵
- (23)「江戸日記」文化8年10月22日条。

(ふくい・としたか 弘前大学国史研究会会員)